

ガス温水機器の次期目標基準値の 策定方針について (案)

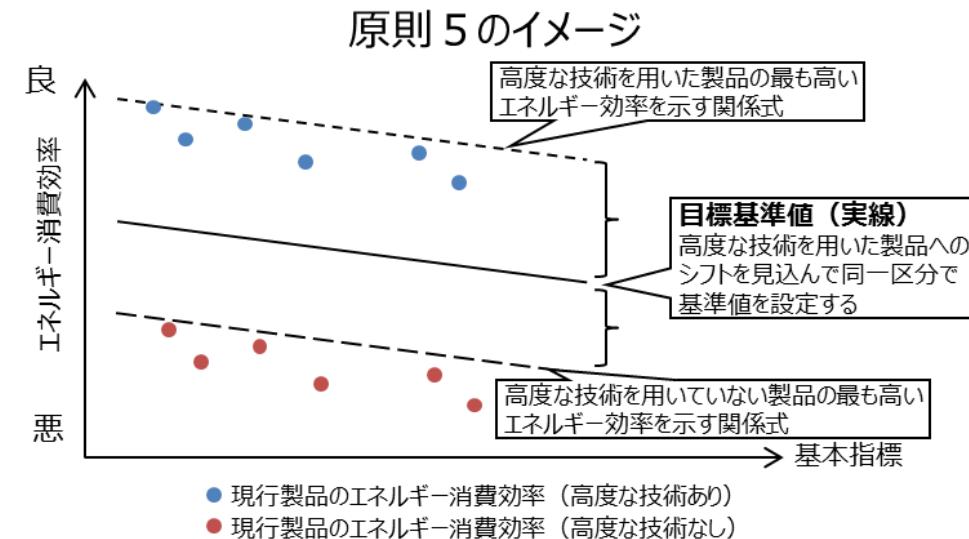
1. ガス温水機器の目標基準値の設定に関する基本的な考え方

- 原則3、5、6に基づき、目標基準値を設定する。

原則3. 目標基準値は、同一のエネルギー消費効率を目指すことが可能かつ適切な基本指標の区分ごとに、1つの数値又は関係式により定める。

原則5. 高度な省エネ技術を用いているが故に、高額かつ高エネルギー消費効率である機器等については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的にエネルギー消費効率の優れた製品の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

原則6. 1つの区分の目標基準値の設定にあたり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。



2. ガス温水機器の次期目標基準値の策定方針（案）

- ガス温水機器の2025年度基準の目標基準値については、技術開発によるエネルギー消費効率の改善余地が小さい状況であったことから、従来型機器及び潜熱回収型機器それぞれについて、当時のエネルギー消費効率のトップランナー値（TR値）を用い、当時の潜熱回収型機器の普及率（出荷台数に占める潜熱回収型機器の割合）を踏まえて目標基準値を設定した。
- 次期基準においては、潜熱回収型機器の導入に意欲的な業界の意向も鑑み、区分毎に、住宅の特徴等による潜熱回収型機器の導入制約を調査・分析しつつ、将来の最大限の導入ポテンシャルに基づいた目標基準値を設定することとした。
 - 普及率の設定にあたっては、別途検討を進めている給湯器を念頭にした機器の省エネ・非化石転換に向けた議論の進歩・検討状況との整合性にも留意する。